

給与の種類	支給条件		支給日	備考																																			
	支給対象者	支給率又は支給額																																					
手	<p>(5) 返納割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期の区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準日の翌日から11月末日まで</td> <td>$\frac{50}{100}$</td> </tr> <tr> <td>12月1日から12月末日まで</td> <td>$\frac{37.5}{100}$</td> </tr> <tr> <td>1月1日から1月末日まで</td> <td>$\frac{25}{100}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>○経過措置 暫定基準額が新条例第18条第3項による基準額を超えるときは暫定基準額をもって基準額とする。 暫定基準額 = (基準日における職員の職務の等級の号給に対応する昭和55年4月1日適用の給料表の給料月額 + 左の教職調整額 + 7,800円) × 旧条例の定率 + 旧条例の定額</p>		時期の区分	割合	基準日の翌日から11月末日まで	$\frac{50}{100}$	12月1日から12月末日まで	$\frac{37.5}{100}$	1月1日から1月末日まで	$\frac{25}{100}$																													
	時期の区分	割合																																					
基準日の翌日から11月末日まで	$\frac{50}{100}$																																						
12月1日から12月末日まで	$\frac{37.5}{100}$																																						
1月1日から1月末日まで	$\frac{25}{100}$																																						
	<p>旧条例の寒冷地手当の基準額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">級地</th> <th colspan="3">基準額</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">定率</th> <th colspan="2">定額</th> </tr> <tr> <th>世帯主</th> <th>準世帯主</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>45%</td> <td>26,800円</td> <td>17,870円</td> <td>8,930円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>35</td> <td>20,100</td> <td>13,400</td> <td>6,700</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>25</td> <td>16,750</td> <td>11,170</td> <td>5,580</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>18</td> <td>11,390</td> <td>7,590</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>10</td> <td>6,700</td> <td>4,470</td> <td>2,230</td> </tr> </tbody> </table>		級地	基準額			定率	定額		世帯主	準世帯主	その他	5	45%	26,800円	17,870円	8,930円	4	35	20,100	13,400	6,700	3	25	16,750	11,170	5,580	2	18	11,390	7,590	3,800	1	10	6,700	4,470	2,230		
級地	基準額																																						
	定率	定額																																					
		世帯主	準世帯主	その他																																			
5	45%	26,800円	17,870円	8,930円																																			
4	35	20,100	13,400	6,700																																			
3	25	16,750	11,170	5,580																																			
2	18	11,390	7,590	3,800																																			
1	10	6,700	4,470	2,230																																			
12	定時制通信教育手当	定時制または通信制の課程を本務とする教員及び当該課程を置く学校の校長。 (1) 校長・教頭(1等級の者) (2) 教頭(2等級の者) (3) 教員及び実習助手	$\text{給料月額} \times \frac{8}{100}$ $(\text{給料月額} + \text{教職調整額}) \times \frac{8}{100}$ $(\text{給料月額} + \text{教職調整額}) \times \frac{10}{100}$	給料の支給日	46 6 1改定																																		
13	産業教育手当	農業、工業又は水産の課程を置く高等学校において当該教諭又は助教諭の免許状を有して当該課程の教科を担当する教員又は実習助手(給料の特別調整額の支給を受ける教員を除く。)	$(\text{給料} + \text{教職調整額}) \times \frac{10}{100}$ ただし定時制通信教育手当の支給を受ける者にあつては $\frac{6}{100}$	同上	46 6 1改定																																		
当	14	住居手当	① 月額 6,500円を超える家賃等を負担している職員。 (1) 家賃等の額 → 家賃等の額 - 6,500円 = 手当額 6,500円を超え15,000円まで (2) 家賃等の額 → (家賃等の額 - 15,000円) × $\frac{1}{2}$ 15,001円以上 + 8,500円 = 手当額 (14,000円限度) ② その所有に係る住宅に居住して世帯主である職員。 → 1,000円 (当該住宅が新築又は購入がなされた日から5年を経過するまでの間は1,500円加算)	給料の支給日	56 4 1改定 49 . 4 1																																		
	15	義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教育職員。	等級号給に応じて定額支給(3給料表等参照)	同上	55 4 1改定																																	